

新発達論としての「二段階人格形成論」

発達の視点による「育て直し・育ち直り」

角田 春高

愛知学泉短期大学

“Human Development through Two Stages” as the new Development Theory

“Sodate-naoshi(re-raising for caretakers)” and “Sodachi-naori(re-growing up for sufferers)” by the viewpoint of the development

Harutaka Kakuta

キーワード：新発達論 new development theory、二段階人格形成論 human development through two stages、7つの発達課題 seven developmental tasks、育て直し・育ち直り “sodate-naoshi(re-raising for caretakers)” and “sodachi-naori(re-growing up for sufferers)”

1 はじめに

1994(平成6)年、それまでの相談・援助経験をまとめて、「臨床の知『育て直し法』とその特徴(第1報)」を発表¹⁾した。その後、機会を見つけては「育て直しカウンセリング」、「育て直しケースワーク」、保育事例への援助活動(保育スーパービジョン)などに取り組み、検証に努めてきた。いずれの場合の取り組みでも、「育て直し・育ち直り」の発想で取り組み、本人に生きる力が付き、やがて問題解決となり、さらに成長・発達するように取り組んできた。

その結果、新発達論である「二段階人格形成論」の基本構造は、修正する必要がないと判明した。さらに、保育者への事例援助を中心に実践活動してきて、新たな子育て問題、保育問題、虐待問題、親子問題をはじめ、繰り返されるいじめ自殺問題などなど、様々な社会問題にも筆者なりの知見を持つようになった。発達の視点

で問題の当事者や関係者を理解することの重要性が浮かび上がってきた。

ここでは、検証活動の結果をまとめ、創造した「二段階人格形成論」の有効性と発達の視点で問題解決に臨むことの大切さを明らかにしたい。

2 二段階人格形成論

(1) その成り立ちと基本構造

世間には、ある時期、問題行動を起こしたり、問題症状を呈したりした人でも人生をやり直している人たちがいることに、物心ついた頃から関心を持っていた。そして、来談者の中でも不登校児童・生徒の親との継続面談(カウンセリング)では、子どもの生育歴と現在の様子を聞いて、親が子育てのやり直しに取り組むように提案し、親に子育て支援をすると、子どもに生きる力が付いていって自力登校にいたる事例が

増えた。^{2) 3)}

しかし、不登校児童・生徒がどのように発達し直したのかを、他者に説明する理論が見当たらなかった。そこで、精神障害者との社会復帰促進事業（デイケア）で知り得た知見から⁴⁾、人生をやり直した人の発達過程を説明する発達論の構築に取りかかった。

そもそも年相応に健全に育っている人と人生をやり直した人とに共通する発達課題や相違点に注目して、「二段階人格形成論」を創造した。^{5) 6) 7)}

「二段階人格形成論」の発達論では、次のように考える。子どもは親や保育者など大人に可愛がってもらふことで、9歳頃までに7つの発達課題を情緒的に経験して発達する。この経験時期を、人としての「原体験期」と名付け、生涯にわたる人格形成の基礎となるものである。

9歳頃から自分の経験してきた情緒体験を客観視する作業を行って、これが私であると自己客観視できるようになって大人になる。これを「自我確立期」と名付ける。こうした発達ができることが、健全な発達をしていると言える。

しかし、実際には、子どもは様々な事情で、その時期に適切なかかわり方がしてもらえない経験をすることがある。

もし、9歳頃（乳幼児期）までの発達過程の途上で、何らかの事情で親や保育者など大人から子どもが年相応に可愛がってもらえないと、その結果は、発達の停滞、ゆがみとなって表面化する。乳幼児はいち早く大人に気がついてもらって、発達過程を遡ってかかわり直してもらうことである。仮に、年齢的に遅れても、そこから乳幼児体験を重ねるすなわち乳幼児は発達して行くのである。これが、親や保育者など大人が子どもの「育て直し」を行うことで、子どもは「育ち直り」ができると考えるものである。

9歳頃過ぎの思春期以降（老人世代まで含む）の場合は、乳幼児体験（原体験）の不足や偏りが問題行動や問題症状になって表れていると

「見立てる」ことである。乳幼児体験に注目して、不足や偏りのある乳幼児体験のやり直しをするようにかかわる（育て直す）ことである。子どもないしはクライアントは、自立すなわち生きる力が付く（育ち直す）ことになると考え

る。

ここで強調したいのは、ある年齢に達したから、子どもは発達過程を歩んだ姿を現すのではない。年相応に人としての基礎となる情緒体験すなわち発達課題を経験してきたから、人として年相応の姿を表すのである。情緒体験は感情体験であるから、飛び越えて次の発達課題を達成することはできない。

そして、何歳であっても、発達課題（乳幼児体験）を経験すれば、次の発達課題に取り組むことができるようになる。次々と発達課題を情緒経験すれば、結果として、人は育ち直ることができるのである。特に思春期以降は9歳過ぎていいるから、言えば分かってできるだろうと考えて子ども（クライアント）に言って聞かせるかかわり方をすることが多いが、適切に生きる元気が出ない場合は、個々を見直すことが大切である。

(2) 乳幼児期で育て直した事例

乳幼児期に発達に疑問を持たれ「育て直し・育ち直り」の実践を紹介する。

1) 第1課題（実感）

本来は3ヶ月過ぎに「微笑み」現象が見られて良いのだが、一方で、能面面、感情を押し殺して、から笑い、作り笑い、くすぐっても笑えないとか体をよじるとか怒り出すなどの子どもがいる。

2歳児での取り組み⁸⁾、年少児⁹⁾ 10)年長児¹¹⁾ 12)あたりになると、言って聞かせようとするが、まずは感情の解放を願って、この課題から育て直しに取り組むことである。最も効果的なかかわり方は、「くすぐっては抱きしめる」ことである。最近では出生以前の「胎児」からやり直す事例¹³⁾ 14)が出てきている。

2) 第2課題（安全・安心）

場所見知りのように場所や物などにより、身を守る。あるいは、人とのスキンシップを通して「快感・不快感」「抱かれ心地が違う」と感じ取ることができる。

この体験時は、物や場所に依存しており、まだ天涯孤独と言っても良い状態である¹⁵⁾。

3) 第3段階（信頼）

快感と不快感が判ったら次の課題は「人見知

り・後追い」体験である。「人見知り」は快感の人の中からこの人が最も信頼できる人、できることなら母親に出会うことである。その母親が自分を見捨てないとか裏切らないと分かると「後追い」の課題を達成したことになる。この経験は、子どもにとっては保育者や大人を「代理ママ」として、そこで経験することが大切である。

この経験により、母親の人間関係を取り入れることを体験し、その後の友人作りや人間関係の取り方の基礎ができるのである⁶⁾¹⁶⁾。

4) 第4課題（言葉）

相談や援助経験として、この段階から取り組む事例¹⁷⁾は少ない。事例は未発表であるが、小学2年のいじめ相談（母親からの電話相談）で第3課題を確認した上で、言動の不一致、優柔不断であることが判明したので、助言・指導した。両親とも理解できて、1ヶ月ほどで、この課題の基本を体験して、いじめ現象の解決を確認した事例がある。

5) 第5課題（交渉）

相談や援助経験として、この段階から取り組む事例はないが、保育スーパービジョン事例²³⁾では育ち直る展開の中で取り組むことがある。

(3) 思春期以降の育て直し事例

1) 第1課題（実感）

この段階からの代表的な事例としては、拙著に掲載されている事例を挙げる¹⁸⁾。

2) 第2課題（安全・安心）

この段階からの代表的な事例としては、拙著に掲載されている事例を挙げる¹⁹⁾。

3) 第3課題（信頼）

この段階からの代表的な事例としては、拙著に掲載されている事例を挙げる²⁰⁾。

4) 第4課題（会話）および第5課題（交渉・仲良し）

相談・援助事例として、この段階から取り組んだ事例は少ないが、援助経過の中で課題達成していった事例はある。

(4) 保護者の育て直し・育ち直り事例

保育を通して保護者を育て直した事例²¹⁾²²⁾、保護者との面談であるいは子育て相談を通して

保護者の育て直しに取り組んだ事例は、再掲も含めて数多くある。

(5) 保育者の育て直し・育ち直り事例

保育の事例検討を通して保育者を育て直した事例は、保育スーパービジョン事例で数多くある。未公表であるが、保育者である親が自分の子どもを育て直すことを通して、保育者として育ち直っていった事例もある。

(6) 不登校児での育て直し・育ち直り事例

不登校児の場合は、本人が来談することは極めて希であるので、保護者との継続面談（カウンセリング）を通して、不登校児が育ち直っていった事例²⁴⁾が多い。

また、不登校児の担任、指導主事などへの助言事例がある²⁵⁾²⁶⁾。

(7) 園で取り組んだ虐待事例

園で被虐待児に取り組む保育者への援助事例²⁷⁾がある。また、児童福祉施設の利用者（入所児童）を保育する保育者への事例援助の経験はある。

(8) 「いじめ」に関する事例

「いじめ」が絡む相談・援助事例¹⁷⁾²⁸⁾²⁹⁾は少ないが、いくつか公表している。公表していない事例で「育て直し・育ち直り」の発想で助言・指導したことはある。

(9) 子育て支援活動の事例

子育て支援において発達段階を中心においた地域活動を公表³⁰⁾している。

(10) 保育者養成課程での育て直し事例

幼児学ゼミナールでは、事例検討を取り上げており、事例発表している³¹⁾³²⁾³³⁾。

3 実践活動から得られた知見

(1) 二段階人格形成論について

この発達論の特徴は、育ち直っていく人がどのように発達過程を歩んでいるかを客観的に確かめる物差しであり、それぞれの発達過程での

かかわり方を提示する経験を元に構築したものである。もちろん、年相応に発達していく子どもの発達の物差しであり、発達過程を歩むようにかかわるかかわり方にも通じている。

親を初め大人は、この発達論に照らしながら子どもないしはクライアントの発達段階を見立て、発達を促すかかわり方をすることである。

この発達論を構築してから 30 年ほどになるが、相談・援助活動を通して、基本構造の修正・変更の必要性はなかった。部分的には表現を改めたり、やり直す発達段階を変更したり、問題症状の追加を行ったりしたことはある。創造しているので、これから少しばかりの修正はあると思われる。

Who's Who in the World・2011 版、2012 版、2013 版に掲載されたことは、一つの評価を得たものと考えている。

なお、「二段階人格形成論」を図表で表したものがあがるが、本稿では割愛する。拙著を参考にされたい。

(2) 社会問題への提言

1) 虐待問題に関して

「虐待」問題では、「虐待」を受ける子どもは被害者で、「虐待する」保護者や大人は加害者で、許されない犯罪であるといった意識での理解の仕方でもって、一般的には問題解決に取り組んでいる。「虐待防止」キャンペーンを張ったり、虐待防止委員会のようなものを立ち上げて、虐待の起きた経過を分析して防止策を提案したりして、問題解決に取り組もうとしている。

虐待されている子どもの発達段階はどうなっているか。可愛がられた思い出のある大人は虐待をしているだろうか。虐待された思い出のある大人でも、我が子に虐待していない大人が何割かはいるが、いつ、誰に出会って繰り返さないことになったかなどなど、考えることはあるだろうか。

虐待を繰り返している人に注目するばかりで、虐待を繰り返している人と繰り返していない人との共通点と違いに注目して、虐待防止活動、子育て支援活動を考えるようにしたいものである。

この問題に「発達」の視点を取り入れて考え

てみると、次のようになる。虐待する大人（保護者、祖父母など）は、虐待を繰り返している人であるかまたは虐待したくないと思っても子どもの成長・発達に合わせてかわることのできない人である。

こうした「虐待」している人は、虐待されたつらい過去を誰かに聞いてもらい、自分の発達段階を認め、経験していない発達段階を教してもらい、かかわり方を具体的に教えてもらうことである。

そうすると、虐待されていても、虐待を繰り返すことはないのである。自分自身が誰かに育て直しを受けていると繰り返さないし、子どもの発達にあわせたかかわり方をきめ細かく教えてもらえる人（専門家とは限らない）に出会うことで、虐待しないだけでなく、子育てが楽しくなっている「元虐待者」がいるのである。

だから、「虐待」の判断あるいは「虐待」と「しつけ」の線引きが難しいものがあるので、「虐待」理解の発想を転換して「発達の視点」をもって取り組むようにしたものである。

2) いじめ問題に関して

いじめの絡む自殺事件が起きると、マスコミで取り上げられ、身近な話題として取り上げられる。そこでは、加害者・被害者構造で取り上げ、そして学校はどのように取り組んだのかと原因追及が始まる。いじめ問題がどのように形成され、誰が原因で死者が出たのかといったパターンでの取り上げ方である。

しかし、その中で、気になるのは、「発達」の視点がほとんどみられないことである。「いじめ」を良くないことと捉えるので、「いじめ」を防止しようとするのである。

「いじめ」は必ず死者が出る問題ではない。「いじめ」を受けても、親、友人、先生などに相談して乗り越えて生き、死なない人は相当たくさんいるのではないか。また、「いじめ・いじめられ」の判断が難しいので、いじめの原因追及する形で誰かをいじめていることになっているかも知れないと振り返ることも、大人には大切であると思う。

それだけではなく、年相応に発達して行くと、年中から年長頃と小学 6 年から中学 1 年頃、ふ

たり遊びから3人で遊ぶようになる過程で、一時的に「仲間はずれ」「いじめ現象」に出会うものである。成長・発達するすなわち3人で遊べるようになって、成長・発達した結果として「いじめ現象」は解決されていくことがあることを知ってほしい。

「いじめ」で相談にのる場合、いじめられていることで知ることが多い。そのとき、いじめられている子どもの発達段階をチェックし、そこから「いじめられている子」を育て直す取り組みを始めることである。すると、いじめられているという子どもは育ち直っていくすなわち生きる元気が出てくる。すると、いじめられていると思われる子どもたちに波紋が広がり、直接面談してあるいは誰かの影響を受けて子どもが育ち直っていくと、問題解決に至るのである。この過程で、いじめる子どもがいじめられる立場が変わることもしばしば見られる。

そして、いじめ問題の解決に取り組むとき、どんな立場の子どもであれ、子どもを育て直す育ち（発達段階）をしているかどうか、いじめ問題に取り組む大人に問われていることも注目する必要がある。

3) 保育・子育てに関して

昭和時代末期頃から行ってきた事例検討を通してみてきた保育の現場は、危機的状況が続いており、早急に取り組む必要がある国家的問題である。なお、本論では保育所保育指針は保育指針と表し、幼稚園教育要領は教育要領と表す。

① 「気になる子」「障害のある子」の定義

年齢相応に発達過程を歩んでいない子どもを保育現場では、「気になる子」と一言で表している。

これは、昭和時代では、「問題行動児」と保育者は表現していた。しかし、一部の専門家が保育者の指示に従えない子どもを「問題行動児」と呼ぶのは、その保育者が問題であると言って、現場に強力な影響を及ぼした。確かに保育者の指示に従えないからその子は「問題児」と見る保育者には、反省を促したいので、共感を覚えるものである。

しかし、保育者の中には、このままでは学校に行ってから不登校や非行に走るのではないか

と心配になる子どもを表していることもあった。そこで、平成に入る頃、そうした子どもに対して「気になる子」と呼ぶようになったと理解している。私もその一人である。

しかし、「気になる子」も発達過程を歩んでいないと自覚できないまま、いつの間にか学校での「発達支援児」を幼稚園や保育園では「障害のある子（保育指針や教育要領）」「気になる子」「（軽度）発達障がいのある子」「ボーダーラインの子」などと呼び、保育者は子どもにレッテルを貼って納得している状態が出現している。「気になる子」への保育にあたっては、問題意識を持って、どのようにかかわっていったらよいか分からないで、毎日が過ぎていく。

実際には、保育者自身が主観的に善かれと思って「気になる子」にかかわっている。保育者はかかわり方を見直して改善することもないために、子どもに生きる元気が見られることは少ない。

平成時代の初めには、気になる子が増えてきたと言われたが、最近ではクラス全員が「気になる子」と表現する保育者もいる。園内で「気になる子」について話し合いなど行われ、改善の努力はなされている。しかし、「気になる子」に生きる元気が出てきたという研究報告や現場での話を聞くことは珍しい。

この問題解決の一つに、「気になる子」あるいは「障害のある子」の定義を提示して、議論や指導する必要がある。筆者は「二段階人格形成論」に従って、次の通りに定義している。

「気になる子」あるいは「障害のある子」とは、「年相応に発達過程を歩んでいない子ども」である。

この問題解決の二つに、事例報告書の作成、事例検討（保育スーパービジョン）の奨め、事例検討会の持ち方などの基本から現職教育で取り上げることが早急に必要である。ごく一部であるが、公の研修会でも取り上げられるようになった。また、自主勉強会として事例検討会を実施してきているが、これを継続して理解者を増やす実践活動を続け、普及に努めたい。

② 親（保護者）について

現行の保育指針や教育要領では、園児の親だけでなく地域の子どもの親が養育能力を向上で

きるような取り組みが必要であり、園の役割であると、謳っている。

保育者は保育指針では「保育指導」することになっており、そして教育要領では家庭と連携して、「幼児期の教育に関する理解が深まるように配慮する」ことになっている。

子どもの親の子育て姿勢は、園や担任などに任せっきりであったり、子どもの成長・発達に無関心であったりして、親としての自覚あるいは責任を感じられない保護者が多くなっている。

親に育児能力が低下していることは、おおむね周知されているところである。しかし、親の定義の仕方が曖昧であり、育児能力の低下と言うが、どの段階からどの段階に低下しているのか、あるいは子育て支援で育児能力がどの段階まで向上したのかなどなど、未解決な問題が山積している。

これには、親の見方が漠然とした主観で語られており、研究・開発されていないことに気がつく必要がある。

筆者は、親の理解あるいは子育て能力を、親自身の発達段階と親に自らの育ち（発達段階）に関心があるかどうかで見立てるようにしている。

親の理解にあたっては、子どもとして7つの発達課題を繰り返し達成して、子どもがいるので、その親と呼ばれるのである。これは「産みの親」であり、「育ての親」としてはその育ちすなわち発達過程が問われるのである。

子育ては、自分が親や保育者などの大人に可愛がってもらい、情緒体験したことが基礎となり、それを繰り返すように子どもの発達過程に合わせて、発達を促すようにかかわっていくものであると考える。だから、親が自分自身の発達過程と向き合う必要が出てくるのである。

保育者が親の指導・援助にあたる時は、まず、保育者としてはその特長を活かして、子どもを育てたり、育て直したりする必要がある。その経験を元に、そして親の見立てを行って、親の気持ちを聞くことから始めるのである。場合によっては、まず、親自身のつらい乳幼児体験に耳を傾ける必要がある場合もある。その後、親が子育てにおいて何が分からないのかを把握するのである。すでに、保育者はその子どもの

育て直して手応えを得ているので、子どもの発達過程が理解できないのか、子どもの発達過程にあわせたかかわり方が分からないのかなどを把握してから、親に助言・指導するのである。

子どもの祖父母を理解する上でも、親と同じように見立て、親を通してあるいは祖父母に直に取り組むことである。

③ 保育者養成、現職教育への提言

最近の保育者になりたい学生を見ていると、その乳幼児期には「気になる子」が増えてきたと言われ、進級に従って「小1問題(学級崩壊)」を経験して、学生になっている世代である。保育者を目指して学ぼうとしている学生としては、学習意欲に欠け、授業崩壊を担っている現状である。これはゆとり教育の弊害であるとも言われているが、学校教育をうける基礎が備わっていない結果であると、筆者は考えている。

それは平成23年5月頃から、大学教授としていかに教え方を工夫して教授するのではなく、大きな未満児の担任として授業を進めながら個別対応に心がけて授業を進めると、授業風景が変わって来ている。

また、保育指針では、一人ひとりの発達過程を踏まえて、指導計画を立て、保育内容を記録し、保育の見直しを行って、改善していく趣旨の記載がある。しかし、そのための授業科目、あるいは授業内容の改善が必要と思われる。

試みとして、実習中に出会った子どもひとりないしはふたりを取り上げて、実習期間中に子どもとやりとりした内容を事例報告する課題が出してある。その後の授業で、検討の希望者あるいはお任せの事例を具体的に取りあげて、子どもの気持ち、そのときのかかわり方などを、学生同士で意見交換したり、私が解説したりすることを行っている。すると、次の実習で、それを思い出して取り組んだ事例報告がされるようになっていく。

ここから、学生は具体的に子どもとどのようなやりとりをしたらよいか知れたがっているといえる。調査研究はしていないが、そうした学生がかなりいるといえる。事例報告を見ていると、即戦力として現場に送り出せると思える学生はきわめて少ない現状である。

むしろ、学生の中には、指導する先生から年

中組以上はおんぶ・抱っこはしてはいけませんとかうちの幼稚園ではおんぶ・抱っこをしてはいけませんと言われる学生の報告がある。

園の方針でなくても、指導を受ける先生から園児を膝に入れるなどか園児の気持ちを聞くことはなくてすぐに動かしなさいとか指導を受ける学生も珍しくない。

すでに触れたことであるが、現職教育においても事例報告、事例検討して、具体的に子どもの発達過程を押さえて、具体的ななかかわり方あるいは応答を学ぶ研修会が必要である。

4 まとめ

一人ひとりの個別相談活動や保育者への保育スーパービジョンの経験を通して、筆者の創造した「二段階人格形成論」は発達論の一つとしてより確立したものであると言える。

また、「虐待」「いじめ」「保育・子育て」「保育者養成・現職教育」など様々な問題に対して、発達の視点でもって理解すると、その後のなかかわり方が助言・指導できるすなわち問題解決の方向が見えてくると言える。

これからも実践活動を継続しながら、普及活動にも取り組んでいくので、本稿の読者の方からは、ご指導、お引き立ていただき、仲間になって一緒に考えていきたいと思っている。

引用文献

- 1) 角田春高 臨床の知「育て直し法」とその特徴(第1報) 愛知県立保育大学校研究紀要 13 35-48 (1994)
- 2) 角田春高 私の「育て直し法」について(登校拒否の事例を中心に) 医療ソーシャルジャーナル 36 巻1号 16-25(1987)
- 3) 角田春高 児童青少年の問題行動・症状の実際的なとらえ方とつきあい方 安田生命社会事業団・研究論文・療育指導レポート入選作品集 128-141(1990)
- 4) 角田春高 精神障害者社会復帰促進事業(あけぼの会)の5年間の実践報告 公衆衛生情報 通巻 728号

12-16(1985)

- 5) 角田春高 育て直しの育児学へ乳幼児の発達と育て直しの実践 相川書房(1999)
- 6) 角田春高 今から始める育て直しー問われる乳幼児体験 3-5 エイデル研究所(2003)
- 7) 角田春高 あきらめないで、育て直し・育ち直りー乳幼児体験の大切さ エイデル研究所(2007)
- 8) 角田春高 見立てー子ども理解(2歳児の場合) 園と家庭を結ぶ保育誌「げんき」No.102 118-123 エイデル研究所(2007)
- 9) 角田春高 乱暴な年少児A君に取り組む保育者への援助 今から始める育て直し⁶⁾ 84-94(2003)
- 10) 「よい子」「悪い子」は大人の判断ー「よい子」過ぎる3歳女児の場合 あきらめないで、育て直し・育ち直り 134-146(2007)
- 11) 「死」を正面から取り上げるー「ぶつ殺す」と口走る年長男児の場合 あきらめないで、育て直し・育ち直り⁷⁾ 161-176(2007)
- 12) 角田春高 胎児からやり直した保育への援助事例(第37報)ー多動な新入園児(3歳児)に対する保育者へのスーパービジョン 日本保育学会第65回大会(2012)
- 13) 角田春高、川瀬花子 育て直しの現場から(第14回) 前掲「げんき」No.127 105-111
- 14) 12) 再掲
- 15) 角田春高 子ども理解の原点は発達にある あきらめないで、育て直し・育ち直り⁷⁾再掲 186-200(2007)
- 16) 角田春高 「見捨てられ体験」にどう向き合うか あきらめないで、育て直し・育ち直り⁷⁾再掲 176-185(2007)
- 17) 角田春高 「いじめ・いじめられ」の問題 あきらめないで、育て直し・育ち直り⁷⁾再掲 146-160(2007)
- 18) 7) 前掲 82-93(2007)
- 19) 7) 前掲 94-106(2007)
- 20) 7) 前掲 107-116(2007)
- 21) 11) 前掲
- 22) 17) 前掲
- 23) 角田春高 木村香子 保育の現場から(第1回、第2回) 園と家庭を結ぶ保育誌「げんき」No.114 100-108 No.115 96-109 エイデル研究所(2009)
- 24) 角田春高 不登校と「育て直し」 あきらめないで、育て直し・育ち直り⁷⁾ 60-72(2007)

- 25) 角田春高 事例への対応策「文化祭後、急に登校しなくなったP夫への対応」 月刊学校教育相談 3月号 96-99(1995)
- 26) 角田春高 事例への対応策「保健室登校のR美の次のステップは？」 月刊学校教育相談 7月号 54-57(1995)
- 27) 角田春高 「虐待」が疑われるが判断が難しい場合 あきらめないで、育て直し・育ち直り⁷⁾ 216-228(2007)
- 28) 角田春高 「いじめ・いじめられ(1)」 園と家庭を結ぶ保育誌「げんき」No100 122-132(2007)
- 29) 角田春高 「いじめ・いじめられ(2)」 園と家庭を結ぶ保育誌「げんき」No101 118-129(2007)
- 30) 角田春高 発達課題を中心に据えた子育て支援活動へ足かけ5年に及ぶ長野県安曇野市での活動 FOUR WIND 乳幼児精神保健学会第14回大会(2011)
- 31) 角田春高 2年間にわたる保育者養成の取り組み事例(第24報)へ否認、拒否から自己直面、喜びの共感と展開した学生の場合 全国保育士養成協議会第44回研究大会(2005)
- 32) 角田春高 事例検討を取り入れた保育者養成の取り組み(第27報)へ子どもとかわって見えてきた孤独な自分を認めた学生の場合 全国保育士養成協議会第45回研究大会(2006)
- 33) 角田春高 保育者養成のための事例検討の導入(第30報)へ気になる子の事例報告と公開事例検討 全国保育士養成協議会第47回研究大会(2008)